

ウェブアンケート調査への回答に当たっての注意事項

1 本ウェブアンケート調査の回答者について

本ウェブアンケート調査では、貴社の独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用状況のほか、貴社の独占禁止法コンプライアンスに関する取組を所管する部署（法務・コンプライアンス部門等。以下同じ。）の責任者又は担当者の方の御認識をお尋ねしたいと考えております。そのため、本ウェブアンケート調査には、貴社の独占禁止法コンプライアンスに関する取組を所管する部署の責任者又は担当者の方が御回答ください。

なお、企業における独占禁止法コンプライアンスに関する実態をできるだけ正確に把握した上で、効果的な支援・唱導活動につなげていくため、回答に当たっては、経営トップや他の経営陣等に忖度することなく、貴社の独占禁止法コンプライアンスに関する問題点や課題・障壁等を含め、貴社の実態をありのまま御回答ください（御回答いただいた内容に基づき新たな事件審査や何らかの処分等を行うことはありません。）。また、御回答いただいた内容については、回答者が特定できないように加工した上で、本調査に係る報告書や「実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用のためのガイドーカルテル・談合への対応を中心として」の改訂版（本調査の結果等を踏まえ、今後、同ガイドの改訂を行うことを予定しております。）に掲載させていただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください（回答者が特定できる形で第三者に開示したり外部に公表したりすることはありません。）。

2 本ウェブアンケート調査の対象期間について

本ウェブアンケート調査では、特に指示がない限り、直近事業年度における状況について回答してください。

3 回答の一時保存について

ウェブアンケートへの回答中は回答内容が一時的に保存され、回答の途中で回答を中断した場合であっても中断したところから回答を再開することができます。また、修正が必要な回答があった場合には、全ての回答を終えてその内容を送信するまで、当該設問に戻って回答内容を修正することができます。

4 回答内容の再確認について

本ウェブアンケート調査では、貴社が全ての回答を終えてその内容を送信する前に、全ての回答内容を一覧形式で確認できる画面（確認画面）が表示されます。回答を送信する前に、上記確認画面において、再度、全ての回答内容に誤りが無いかを御確認ください。

なお、一度送信された回答内容については修正することができません。また、回答後は、公正取引委員会から、回答内容の詳細についてお尋ねさせていただく場合がありますので、上記確認画面を紙媒体に印刷しておくか、又は、電子ファイルに保存しておくようにしてください。

5 本ウェブアンケート調査が対象とする独占禁止法違反行為について

本ウェブアンケート調査は、カルテル・談合（不当な取引制限（独占禁止法第2条第6項）に該当する行為）だけでなく、私的独占（同条第5項）や不公正な取引方法（同条第9項各号）に該当する行為も対象としております。回答に当たっては、カルテル・談合に関するコンプライアンスの取組だけでなく、私的独占や不公正な取引方法に関するコンプライアンスの取組についても幅広く御回答ください。

なお、本ウェブアンケート調査において、「独占禁止法」とは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）のことを指します。条文については、公正取引委員会のウェブサイト（<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/lawdk.html>）を御参照ください。また、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法に係る各違反行為とその参照条文は下表のとおりです。

違反行為	参照条文
私的独占	独占禁止法第2条第5項、第3条前段
カルテル・談合	独占禁止法第2条第6項、第3条後段（「不当な取引制限」）
共同の取引拒絶	独占禁止法第2条第9項第1号、同項第6号イ、不公正な取引方法 ^{（注）} 第1項
その他の取引拒絶	独占禁止法第2条第9項第6号イ、不公正な取引方法第2項
差別対価	独占禁止法第2条第9項第2号、同項第6号イ、不公正な取引方法第3項
取引条件等の差別取扱い	独占禁止法第2条第9項第6号イ、不公正な取引方法第4項
事業者団体における差別取扱い等	独占禁止法第2条第9項第6号イ、不公正な取引方法第5項
不当廉売	独占禁止法第2条第9項第3号、同項第6号ロ、不公正な取引方法第6項
不当高価購入	独占禁止法第2条第9項第6号ロ、不公正な取引方法第7項
ぎまんの顧客誘引	独占禁止法第2条第9項第6号ハ、不公正な取引方法第8項
不当な利益による顧客誘引	独占禁止法第2条第9項第6号ハ、不公正な取引方法第9項
抱き合わせ販売等	独占禁止法第2条第9項第6号ハ、不公正な取引方法第10項
再販売価格の拘束	独占禁止法第2条第9項第4号
排他条件付取引	独占禁止法第2条第9項第6号ニ、不公正な取引方法第11項
拘束条件付取引	独占禁止法第2条第9項第6号ニ、不公正な取引方法第12項
優越的地位の濫用	独占禁止法第2条第9項第5号
取引の相手方の役員選任への不当干渉	独占禁止法第2条第9項第6号ホ、不公正な取引方法第13項
競争者に対する取引妨害	独占禁止法第2条第9項第6号ヘ、不公正な取引方法第14項
競争会社に対する内部干渉	独占禁止法第2条第9項第6号ヘ、不公正な取引方法第15項

（注）独占禁止法第2条第9項第6号の規定に基づき公正取引委員会が指定したもの（昭和五十七年六月十八日公正取引委員会告示第十五号）。以下同じ。

6 その他

上記のほか、回答に当たっては、適宜、「実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用のためのガイドーカルテル・談合への対応を中心としてー」（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/dec/231221compliance.html>）も御参照ください。

以上